

# 平成 15 年度事業報告

## 第 1 はじめに

平成 15 年度の事業においては、成年後見制度の実際の利用に即したリーガルサポートの「原点」を見据えた活動として、研修および執務の具体的支援、執務管理体制の改善・充実、法人後見体制の整備・充実、監督機能の整備・充実、受託可能な会員の増強等の重要項目を中心として、当法人の組織機能の整備・充実を目指してきた。

この 1 年を通して、成年後見制度をとりまく社会の環境は、制度の普及浸透の鈍さ、社会的インフラの未整備、後見人の報酬体系や後見執務の位置づけの不十分さなどの課題を始めとして、依然として現存しているように思える。しかし、リーガルサポートは、公益法人としての機動性を発揮して積極的に課題克服に取り組んできた。

全国の成年後見に関する家庭裁判所への申立件数は、平成 12 年度、13 年度の実績に比し、平成 14 年度もさらに増加してきており、おそらく平成 15 年度においても順調な伸びを示すことが予想される（<http://www.courts.go.jp/>参照）。

しかし、一方でそのような成年後見制度の利用者である痴呆性高齢者は、2002 年に要介護認定を受けた者のうちその 2 人に 1 人が「何らかの介護・支援を必要とする痴呆がある高齢者（痴呆性老人自立度 以上）」であり、今後の将来推計では、2015 年には痴呆性老人自立度 以上の方が 250 万人（65 歳以上人口に占める割合 7.6%）、2045 年には 378 万人（65 歳以上人口に占める割合 10.4%）に達するものとされている（厚生労働省老健局高齢者介護研究会「2015 年の高齢者介護」より）。

また、知的障害者・児は 45.9 万人、精神障害者も 204 万人（平成 15 年版「厚生労働白書」）いることから、潜在的制度利用者数に成年後見制度の利用がはるかに及ばないのが実情である。

リーガルサポートでは、こうした潜在的需要に対して、制度利用につなげるべく、小冊子の発行や全国一斉無料法律相談会の開催、各支部主催による講演会及び出前講座などを継続的に行ってきた。『実践成年後見』の責任編集も 8 号を数えた。その結果、平成 16 年 3 月 31 日現在、リーガルサポートまたは会員が継続して受任している成年後見関係事件数は、任意後見契約の締結 349 件、任意代理契約の締結 287 件、法定後見人（成年後見人、保佐人、補助人）への就任 1,179 件、後見監督人その他（任意後見監督人、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人、特別代理人、財産管理者）への就任 209 件に及んでいる。

しかしながら現状において、後見を受託できる会員がすでに不足している地域も出てきており、社会的な後見人への就任要請に対して、どこまで私たちが期待に応えられるか、が切実な問題になっている。

また、一方で、会員の行った後見執務において、後見人の権限濫用や利益相反等の問題が生じる残念な事件があった。後見人は、高齢者・障害者本人の権利擁護の砦であり、いかなる理由があろうとも本人の権利擁護の立場を忘れ、家族や利害関係人の言に左右されるようなことがあってはならないことは自明の理である。また、後見人としての職務権限の範囲については、常に冷静に見極めていなければならない。与えられた権限を勝手な思い込みで逸脱することは、社会の信頼を裏切ることにもなる。こうした後見人としての職務過誤の予防と事故の再発防止のため、当法人では、全国9ヶ所において本部主催による後見執務と倫理に関する研修会の開催を行った。今後、この研修会は継続し、最終的に全国の全ての支部においての開催を期している。

なお、本年度は、課題であった執務管理についても、大幅な改正を図り、効果的な報告書の提出方法とその管理のあり方について、一定の方向性を示すことができた。

また、研修制度についても、実効的な研修を行うための改正に着手し、大きな道筋を示すことができた。各支部および会員各位においては、是非、こうした制度を十分に趣旨を理解し、活用していただきたいと考える。

また、後見執務を担う多様な職能、学者、福祉医療の関係者、当事者など制度にかかわる専門家による「日本成年後見法学会」が平成15年11月に発足した。リーガルサポートも、この学会の発足に関して全面的に協力をを行い、役員の派遣も行った。この学会の設立は、まだまだ、困難な課題を抱える成年後見分野において、現状打破に向けた大きな原動力になる事が期待される。

私たちは、これからも社会的な責務に応えるべく、制度の普及および健全な発展のために、積極的に取り組むこととしたい。

## 第2 平成15年度事業執行状況

### 1. 支部と会員の状況

#### 会員数について

平成15年度においては、新たに正会員288名(うち司法書士法人3法人)の入会、賛助会員3名(うち法人2社)の入会承認がなされた。また、退会を承認された者は179名であり、定款第8条1項による退会者は24名である。その結果、平成16年3月31日現在の正会員は3,169名(うち司法書士法人3法人)、特別会員17名、賛助会員11名(うち法人5社)となっている。

#### 後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿の登載者について

平成16年3月31日現在、後見人候補者名簿に登載された者は1,766名(うち司法書士法人2法人)であり、後見監督人候補者名簿に登載された者は1,690名(うち司法書士法人2法人)となっている。ちなみに、両方の名簿に登載された者は1,655名(うち司法書士法人2法人)で、いずれかの名簿に登載された者は1,799名となって

いる。

## 2. 各種規程等の制定及び改正について

下記のとおり、規程・基準の制定及び改正を行った。

### 制定した規程

社団法人成年後見センター・リーガルサポート法人後見事務取扱標準報酬規程  
(平成15年7月1日第3回理事会決定)

業務研究委員会規程(平成15年9月3日第4回理事会承認)

後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿への登載更新申請書等に関する付録様式取扱要領(平成15年12月4日第5回理事会決定)

### 改正した規程

入会及び退会手続に関する規程

(一部改正・平成15年7月1日第3回理事会承認、平成15年12月4日第5回理事会承認)

後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載規程(一部改正・平成15年7月1日第3回理事会承認、平成16年3月5日第6回理事会承認)

研修実施要綱(一部改正・平成16年3月5日第6回理事会承認)

### 廃止した規程

業務研究委員会及び業務委員会規程(平成15年9月3日第4回理事会決定)

## 第3 各事業に関する報告

### 1. 会員執務支援及び組織運営に関する事業

#### (1) 会員執務の支援

成年後見制度及びその周辺知識に関する業務研究については、平成15年度においては、5ブロック程度に希望する研究テーマを募る方式を採用した。応募については、3支部からなされたが、特別研修の時期が重なったこともあり、研究発表まで至る支部はなかった。

なお、平成14年度までに各支部またはブロックから提出された研究発表報告書については、ホームページ上の会員専用コーナーにアップすることができた。

また、後見受託会員数の増加に伴い、これまであまり研究されていなかった倫理に関する研究も重要な課題となり、各ブロックごとに倫理問題を中心にした実務担当者会議を開催した。

## (2) 会員執務の管理

### 支部における指導・監督体制の強化

会員の後見事務を指導・監督・支援するため、会員から支部に提出された業務報告書は相当数の支部において一定の調査・確認が行われている。しかし、平成16年3月末時点でリーガル全体での継続受託事件数が1800件を超えており、会員数が少ない、あるいは会員数のわりには受託事件数が多い等の理由で、業務報告書の調査・確認による執務管理システムの立ち上げができていない支部もかなりあった。そこで、支部において業務報告書の提出状況の管理をするための報告書管理簿に関して、本部、東京・大阪支部の使用様式を紹介し、各支部での積極的な利用を推奨した。また、本部、支部で使用する報告書管理簿を統一するためのモデル様式を作成中で、平成16年度の初めには支部に対してフロッピーで配布する予定である。

会員が適切な後見事務の遂行が行えるよう支部で指導・監督・支援して頂くため、支部において執務管理を担当する責任者に対して、業務報告書の作成・提出並びに成年後見人に就任した際の基本的な事務の進め方に関する説明会を実施した。さらに、説明会のビデオは支部における研修会に利用できるようにした。

### 業務報告書の委託保管の拡大

平成15年4月において、業務報告書の保管を委託していたのは東京支部（平成14年10月より開始している）に対してのみであった。継続受託事件数が50件を超えた支部を中心に業務報告書の委託保管を拡大することを予定していたが、「本部と同一建物ではないため、本部の執務管理委員会による業務報告書の調査・確認が実施できない」ために、東京以外の支部に対しては、執務管理事務の一部委譲と合わせて実施する必要があるとの結論となった。したがって、平成15年度には東京支部以外に対する業務報告書の委託保管は実施に至らなかった。

### 本部における執務管理事務の支部への委譲の検討

本部の執務管理事務を支部に対して一部委譲した場合における、委譲した支部の執務管理状況の調査・確認の方法を検討中で、平成16年度中の実施を予定している。この準備として、「執務管理事務を支部に委譲する要件」を文書で支部に提示し、執務管理事務の委譲を希望する支部にはこの要件に沿った執務管理体制の達成をお願いした。

### 業務報告書の提出頻度の検討

成年後見制度が開始し四年を経過し会員の多くが後見事務を経験した。既に2年以上事務遂行を継続している会員もあり、報告書の作成・提出も少しずつ定着してきている。平成16年3月末時点で、会員が受託している事件総数は1800件を超え、成年後見人等が必要とされる数に比較して後見人等名簿登載者数が不足している地域もあり、かなりの会員が複数の事件を受託している。そのため、会員が後

見事務に専念でき、適切な事務遂行が行えるように、報告書の作成、提出に要する時間を軽減し、その結果として適切な業務報告書が提出できる環境整備の一つとして、業務報告書の提出頻度につき次の変更を決定した。

原則として3か月に一度、支部に報告書を提出する。

事務開始後1年を経過した事件で、支部長の承認があるときは、原則として6か月に一度支部に報告書を提出する。

なお、理事長は、支部長の承認があった場合においても、適宜、報告書の提出を求めることができる。

#### 後見業務支援ソフトの導入の検討

後見会計業務と後見執務業務について電子情報で処理出来る「後見業務支援ソフト」を導入した。これに伴い、会員の電子情報による執務を支援するために新たな委員会を立ち上げ、支援のためのホームページを作成した。全体のマニュアルとして電子マニュアルを用意し、個別マニュアルとしてQ & A形式で用意した。Q & Aは現在20件記載されているが、今後さらに充実させていく予定である。

### (3) 法人後見、法人後見監督への対応

成年後見制度の広がりとともに、法人後見及び法人後見監督の必要性はこれまでも増して高まった。これも「後見の社会化」の顕現と考えられる。リーガルサポートは法人後見の開拓者として、他団体をリードする活動を行い、さらなる前進をみた。

15年度の各事業については、次のとおり報告する。

#### 本部組織の確立の推進

支部からの法人後見等の承認申請に対するレスポンスを高めるため、各地区ごとの担当者制を敷き、可能な限り、メール会議等で申請に対する決済期間を短縮した。ただし、事案によっては本部と支部の認識の違い等の事情により、結論を出すのに数ヶ月間を費やしたものもあり、今後の課題として残った。

#### 支部組織の確立の推進

支部における支援監督体制の確立については、十分な体制を確立した支部はいまだ少数であるのが現状である。

#### 本部・支部との情報の共有

本部・支部との情報の共有化の一環として、すべての支部ブロック会議に、本部法人後見委員会の委員を派遣し、現在の法人後見の状況、法人法定後見の受任基準案等についての説明を行った。また、法人後見ハンドブック（法定後見版）の作成に着手し、ほぼ完成に近づいている。

法人後見事務取扱標準報酬規程案を作成し、平成15年7月に理事会で承認された。

なお、平成16年3月31日までの受任件数の詳細は、下記のとおりである。

法人後見受託事件件数（審判書及び委任状発行依頼による） H16.3.31 現在

種別	受託事件件数	終了件数	継続件数
成年後見人	35	6	29
保佐人	10	0	10
補助人	1	0	1
任意後見監督人	23	6	17
成年後見監督人	57	2	55
保佐監督人	1	0	1
補助監督人	0	0	0
審判前の保全管理人	2	2	0
特別代理人	0	0	0
任意後見契約(未発効)	24	2	22
(業務遂行)	-	-	-
任意代理契約(未発効)	21	1	20
(業務遂行)	-	-	-
任意代理契約(監督者)	124	3	121

(4) 支部研修等に対するバックアップ体制の充実

研修実施要綱の見直しについて検討し、素案を各支部にアンケートを実施して意見を取り入れた上、後掲資料のとおり、時間制を中心とする研修方法に変更した。  
なお、改正に当たっての基本は、下記の3点になる。

ア．単位基準に時間制の導入

1科目(90分)1単位から60分1単位という時間制の導入。  
名簿登載時12単位を18単位、更新時8単位を12単位とする。

イ．研修形式にビデオ個人視聴と施設訪問を追加

研修形式に、ビデオ等の個人視聴形式及び施設訪問形式を追加した。

ウ．実務経験等を評価する特例を設ける

法定後見、任意後見等の業務を6か月以上し、業務報告が適正に行なわれていることを要件として、みなし単位として2単位付与する。

各支部の研修状況については、後掲資料のとおりである。15年度は、NHK厚生文化事業団制作のビデオを使用した研修も散見された。

東京支部が東京司法書士会と共催した会員向け研修のビデオを借り受け、各支部に配布した。会員向けのビデオ研修としての利用以外にも、各支部における研修事業計画の参考になることと思われる。

(5) 共通補助教材の作成等

これまで、書式集やQ & Aなど数多くの書籍が発刊されており、各支部あるいは、各

単位会においても研修用として作成されたテキストはあったが、それを全会員が共通して使用するということができなかったので、実践成年後見の掲載論文も参考にして1冊のハンドブックとして作成した。

このハンドブックは、法定後見、保佐、補助の実務について、根拠条文を掲げた教科書スタイルになっている。申立時から職務遂行までの後見事務について、その根拠条文に当たりながら体系的にかつ平易に書いたつもりである。司法書士として実務をしているうえで気付いた点も盛り込んであるので、会員と同様の視点に立ったものとなっている。日頃の実務を振り返る手段として、あるいは、ふとした疑問へのヒントとして、また、これから成年後見業務をしていくうえでの教科書として、このハンドブックを是非ご活用いただきたい。

#### (6) インターネットホームページの充実

会員専用のページに常任理事会で配布された資料を掲載した。また会員ページを整理してリニューアルした。

#### (7) 会員通信の発行、月報司法書士、THINK等への投稿

対内的広報活動として、時機を得た各種の情報伝達を行っていく観点から、会員通信の発行並びに日司連の『月報司法書士』、『THINK』への投稿を継続した。

##### 月報司法書士投稿内容

- ・平成 15 年 4 月号「司法過疎解消に向けて～小笠原におけるリーガルサポートの試み～」(加藤正泰)
- ・平成 15 年 5 月号「成年後見制度をめぐる各界の取り組み」(前田稔)
- ・平成 15 年 6 月号「NHK 厚生文化事業団福祉ビデオシリーズ「成年後見制度」が完成しました」(大貫正男)
- ・平成 15 年 7 月号「リーガルサポートによる法人後見 = 信託」(川口純一)
- ・平成 15 年 8 月号「「日本成年後見法学会」の設立について」(岩澤勇)
- ・平成 15 年 9 月号「司法へのアクセス・ポイントとしての役割」(木村一美)
- ・平成 15 年 10 月号「信託業務への挑戦」(大貫正男)
- ・平成 15 年 11 月号「列島南下、沖永良部島からうがみやぶらー(こんにちは!)」(安田雅朗)
- ・平成 15 年 12 月号「知的障害者施設での相談会を終えて」(松本紀佳)
- ・平成 16 年 1 月号「全青司と協力し福祉施設へ」(加藤正泰)
- ・平成 16 年 2 月号「NHK ビデオを使った出前教室の取り組み」(橋本尚美)
- ・平成 16 年 3 月号「社団法人成年後見センター・リーガルサポートが委託する公益信託成年後見助成基金の運営状況」(大貫正男)

##### THINK 投稿内容

・会報第 102 号「後見人執務倫理の一考察」(矢頭範之)

(8) 会員管理と事務局体制の充実

事務局の運営及び事務局体制の充実

本法人の組織機能の整備・充実を図りながら、事業の効率化、スリム化に向けて、内部組織の改善を図った。専務理事及び事務局職員 3 名の体制を維持しつつ総務委員会に協力要請を行った。

本部支部間の連絡体制の強化

支部運営会議を有効に開催し、本部支部の活動状況と問題点、課題について協議を行い、本部と支部との役割分担を明確にするよう検討を行った。

正会員の募集及び会員の名簿登載の推進

制度の普及はさらに進み、職業後見人の需要が必然的に高まる傾向にあり、それに見合った供給体制を用意する必要があることから、正会員の入会促進を行うとともに、後見人等候補者名簿への登載を推進した。

賛助会員及び寄付金の募集

本法人の設立趣旨と社会的意義の理解と普及に努め、賛助会員及び寄付金の募集を行った。特に賛助会員の募集を重点に行い、積極的に入会案内を送付し、財政基盤の確立を図るよう努めた。

平成 15 年度においては、賛助会員 3 名(うち法人 2 社)の入会承認を行った。

また、補助金、助成金等の交付可能な団体の調査、検討を行った。

定款・諸規則・諸規程の整備

平成 15 年 4 月 1 日施行の改正司法書士法に対応するために、定款、諸規則および諸規程を変更、改正した。定款変更については、平成 15 年 8 月 29 日付で法務大臣の認可を得た。また、支部における業務報告書の管理運営等および業務報告書の提出頻度の変更を見据え、関連諸規程基準等を改正した。

各種名簿の管理

会員名簿・後見人候補者名簿等各種名簿の管理を行った。また後見人候補者名簿・後見監督人候補者名簿登載者への登載証明書の発行事務を行った。

包括補償保険制度の検討

包括補償保険制度については、司法書士ないし司法書士法人の業務範囲規定と職務賠償保険の範囲にも関連して検討を行った。

本部支部の統一的会計処理体制の確立

インターネット利用会計処理システムを平成 14 年度にテスト導入した結果を踏まえ、平成 15 年度においては、積極的に各支部へのシステムの導入を働きかけ、平成 16 年度の完全実施に向けた「導入説明会」を開催した。各支部からは、積極的な参加申し込みがあり、結果的に「ねっと de 会計」システムを 40 支部におい



て導入することが出来た。

#### 効果的財務態勢の確立

平成 14 年度に行われた主務官庁による立入検査の結果を踏まえ、財務状況の改善に向けた行動計画としての「財務改善アクションプラン」を策定し、健全で効果的な財務態勢の確立に努めた。

具体的には、公益事業の支出規模、内部留保率の改善等に向けて、効果的な予算消化に関する検査体制の構築、本部及び支部の繰越金の減少などの必要な措置に向けた検討を行い、平成 17 年度までに取組むべき課題を抽出した。

また、本部の財務体制の見直しとともに各支部における財務状況の見直しも必要であるとの認識に至り、各支部における平成 16 年度の支部事業計画および支部収支予算案の作成にあたっては、1．予算執行率を高め繰越金を増加させない予算案の作成と執行、2．事業費支出が総支出額の 2 分の 1 以上とする予算案の作成と執行、3．事業執行に伴う交通費等の適正な清算、の 3 点に特に留意するよう各支部に呼び掛け、理解と協力を要請した。

なお、会費制度のあり方についての検討を行なったが、一定の結論を導き出すまでに至らなかった。

#### (9) 公益信託成年後見助成基金の受付事務

本基金の助成対象者は、運営委員会の選考を経て、受託者である三菱信託銀行が決定するが、受付整理等の受付事務の一部を当法人の総務委員会が委託を受けて行った。

#### (10) 理事会

後記経過録（別紙 1）のとおり、計 6 回の理事会を開催した。

#### (11) 常任理事会

後記経過録（別紙 2）のとおり、計 12 回の常任理事会を開催した。

#### (12) 業務審査委員会

下記のとおり、2 か月に 1 回を原則とした計 5 回の業務審査委員会を開催し、会員の各名簿への登載の是非の審議のほか、会員の行った後見執務に関する検証を行い、理事会に対し、会員処分（名簿の特別削除等）に関する意見を提出するとともに、会員指導、執務管理のあり方、法人後見・法人後見監督の受託管理、苦情申立に対する対応などについて協議を行い、必要に応じて助言等を行った。

平成 15 年 5 月 12 日 第 1 回業務審査委員会

平成 15 年 7 月 11 日 第 2 回業務審査委員会

平成 15 年 9 月 19 日 第 3 回業務審査委員会

平成15年12月19日 第4回業務審査委員会

平成16年3月25日 第5回業務審査委員会

(13) 意思能力調査委員会準備室

室員を2名増強し、以下の活動を行った。

1. 昨年より作成作業を進めていた、「生活環境調査報告書」は、医師が診断書を作成しない場合に、これに代わるものとして家裁調査官の調査に資することにより、成年後見等の審理期間を短縮するために任意後見監督人選任の資料として

有用なものと位置づけられる。

平成15年度においては、さらに検討を進め、内容を整理するとともに、「『生活環境調査報告書』ご利用のすすめ」(案)を作成した。

2. 「当法人としての能力判定の基準及び能力判定システムの構築」については、資料集めからスタートしたが、専門的なものが多く、日常生活から判断するものは少ない。

また、この能力判定システムの構築を誰が、何のために使うのかについての議論から入った。もちろん、当法人の社員が成年後見に関する執務を受託した際に、法定後見申立の資料として

任意後見契約締結、任意後見監督人選任申立の資料として使用するものであることはいままでの間。

しかし、必ずしも精神医学に精通していない、当法人の社員が使用するに適するものとしては、どのようなものが望ましいか、逆に、司法書士のみで作成・使用するもので、それが社会性を持ち得るのかという問題が指摘される。また、本人の人権を配慮した判定方法如何が問題となり、平成15年度においては、作成上の問題点の指摘と委員勉強及び資料集めにとどまった。

2. 成年後見制度の普及に関する事業

(1) 全国一斉無料成年後見相談会

対外的広報活動として、9月の「敬老の日・老人保健福祉週間」にあわせ全国一斉無料成年後見相談会を開催し、成年後見制度の利用促進に繋げた。

(2) 小冊子「いつもあなたのそばに」の改訂版等の発行

対外的広報活動の素材として、昨年度事業に継続して小冊子「いつもあなたのそばに」を一部修正して発行した。これに加え、親族後見人が多く後見業務に携わっている現状を踏まえ、親族後見人が適正に後見業務を遂行出来るように、併せて制度の普

及のための後見人の仕事内容についてまとめた新規パンフレットを作成し発行した。

(3) 成年後見出前講座

対外的広報活動として、出張講座等の実施を支部に求め普及に努めた。行政や関連団体及びマスコミ等への情報提供をより積極的に行い、リーガルサポートならびに成年後見制度の利用促進に繋げた。今年度は厚生労働省にも情報提供が出来、大きな収穫があった。

(4) NHK福祉ビデオ政策への協力

NHK厚生文化事業団からの依頼を受けて、前年度より継続して、福祉ビデオの制作に協力してきた。平成15年度中に当該福祉ビデオが発刊されたので、リーガルサポート関係機関等に配布し、研修の素材として活用するよう指示・連絡した。

3. 社会的インフラの整備に関する事業

(1) 成年後見人養成講座の開催

各支部より強い要望のあった、一般人向け成年後見人養成講座用の、基本的事項を網羅した全国共通テキストを作成し、これを各支部に配布すると共に、講座を開催する支部の求めに応じて、必要部数を提供した。

支部における一般人向け「成年後見人養成講座」開催の実績は、下記のとおりである。

静岡支部

平成15年9月20日(土) 静岡県司法書士会館 参加者101名

大阪支部

平成15年9月13日(土) 大阪司法書士会館 参加者116名

兵庫支部

平成16年2月15日(日) 兵庫県司法書士会館 参加者99名

東京支部

平成15年9月27日(土) 司法書士会館 参加者7名

平成15年10月25日(土) 司法書士会館 参加者7名

平成15年11月8日(土) 司法書士会館 参加者4名

平成15年12月20日(土) 司法書士会館 参加者12名

平成16年1月17日(土) 司法書士会館 参加者8名

平成16年2月28日(土) 司法書士会館 参加者7名

運営委員会において、各支部における開催状況の整理分析を行うと共に、より一層各支部での講座の開催を推進すべく、テキストとNHKビデオの活用による講座

の開催を提案した。

専門家向け「成年後見人養成講座」は、今年度はその要請がなく、開催に至らなかった。

## (2) 関係機関及び関係団体との交流、ネットワークづくりの推進

設立後4年間で醸成された各機関、団体等との交流関係を一層深めるとともに、成年後見制度をとりまく諸課題の情報交換、検討協議会などに積極的に関わっていくことにより、会員の執務環境が改善整備されるよう努めた。

また、平成15年度までに13団体と業務協定を締結した。

前年に引き続き、高齢社会NGO連携協議会（高連協）へ参加し高連者に関わる事業を行っている各種団体とのネットワークづくりを行った。特に、高連協が「独立行政法人福祉医療機構」の助成を受けて全国各地で実施した「成年後見制度説明会・相談会」においては、各支部の皆様にお力添えをいただきましたことに対しまして御礼を申し上げます。

「高連協」について・・・堀田力、樋口恵子両氏を共同代表とし、高齢社会への対応策の推進を目的とするわが国のNGO活動のために必要な連携を図り、国内外の活動拠点としての役割を務める、ことを目的として1998年設立された団体。現在、正会員47、準会員1、賛助会員3の各団体が所属している。

## 4. 後見人の執務のあり方に関する事業

### (1) 成年後見法学会の設立支援

平成15年11月2日、学者、弁護士、社会福祉士及び司法書士の手で、日本成年後見法学会が設立された。そして、本年5月には早稲田大学において、第1回学術大会と第1回定時総会が盛大に開催された。

学会の設立には、当法人でも委員や役員を派遣し、設立準備に関する会議の場を提供する等の支援を進めてきたが、200名を超える当法人の社員が参加し、学会役員には当法人の業務審査委員会新井誠委員長が理事長に、副理事長に当法人の大貫理事長が副理事長に就任したほか、7名の理事（2名の常任理事を含む）、1名の監事が選任されている。

日本成年後見法学会の設立は、早くも世間の注目を浴び、多くの課題について研究・提案が期待されている。日本成年後見法学会の活動が成年後見制度の諸問題の解決に資することとなることはいうまでもないが、当法人が抱えている成年後見に関する各種事業の役割分担を図り、ネットワークの構築・強化により大きな力となることが予測される。

## (2) 「実践 成年後見」誌の責任編集

平成15年度においては、『実践 成年後見』誌を4回発行した。『実践 成年後見』第5号から同第8号までの発行に際しては、北海道地区、関東地区、関西地区および九州地区にそれぞれ編集委員を3名程度置き、各地区が『実践 成年後見』誌一巻ごとに責任編集した。

## (3) 『後見六法』の編集

後見六法編纂委員会に委員2名を追加選任し、社会福祉士等の協力を得て、担当委員会を実質的に立ち上げた。後見人の執務支援を目的に『後見六法』の編纂作業を進め、平成15年度末に編集を終了した。平成16年度の早い時期に同誌が発行される予定である。

## (4) 新刊書の執筆・編集

出版社からの依頼を受けて前年度から執筆等の作業を継続した新刊書については、平成15年度も引き続きその執筆作業を行った。関西地区および関東地区の会員の協力を得ながら、平成16年度には、担当委員会を組織して集中的な作業を行う予定にしている。

## (5) 研修会等への講師派遣や情報交換、協議会の開催

これまで、日司連の専門分野研修に研修講師として派遣をしていたが、15年度からはより高度な専門家育成を目的とした「特定分野研修」の依頼を受け、講師（東京支部：山崎政俊会員、大支部：工藤克彦会員）を派遣した。二日間合計10時間の研修であるが、講師の経験と研究の成果が現れた良い研修であった。ただ、聴講者が少なかったため、16年度からは、広報をし、会員諸氏の参加を促したい。

本部に問い合わせのある講師依頼について、地域的なものについては各支部に再依頼をしている。15年度は金融系の全国的な研修組織からの依頼（東京・大阪・名古屋各地での同日開催）もあった。